

木造住宅耐震改修設計補助



木造住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震改修設計費用の一部を補助します。

補助額等

木造住宅の耐震改修設計をする費用
(補助限度額:10万円、補助率1/2)

対象住宅

- ・木造住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に建築したものであること
- ・工法が在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法であること
- ・併用住宅の場合、床面積の半分以上が住宅であること
- ・3階以下であること(地階は除く)
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること

補助対象者

- ・所有者または所有者に準ずるものであること
- ・対象住宅に居住または居住予定であること
- ・市税の滞納がないものであること

受付期間

令和6年5月1日(水)～10月31日(木)

提出書類

事業実施前

- ①木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書
- ②住宅の所有者を確認できる書類
(登記事項証明書、名寄帳兼課税台帳等)
- ③住宅の建築年月日を確認できる書類
(建築確認通知書の写し、名寄帳兼課税台帳等)
- ④耐震診断結果報告書(建築士が作成したもの)
- ⑤耐震改修設計費の見積書または写し
- ⑥設計を行う建築士に関する書類 ※1
- ⑦所有者以外が申請する場合、工事に係る同意書

事業着手時

- ①木造住宅耐震改修設計着手届
- ②耐震改修設計の契約書の写し

実績報告時

完了日から40日以内かつ当年度2月末日

- ①木造住宅耐震改修設計実績報告書
- ②付近見取り図、配置図
- ③平面図(現況、補強後)
- ④基礎図
- ⑤補強詳細図
- ⑥現況写真
- ⑦耐震改修計画後の耐震診断の判定値(計画値)
- ⑧耐震改修計画概要書
- ⑨改修工事を行う場合の参考見積書(写し)
- ⑩耐震改修計画に要した費用の請求書の写しまたは領収書の写し

注意

- ・申請前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません。
- ・耐震改修設計では、**改修後の上部構造評点が1.0以上**となるよう設計する必要があります。
- ・耐震改修計画書は、建築士が作成したものに限りません。
- ・令和7年2月末日までに耐震改修設計を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

※1 建築士の免許証の写し、所属する建築士事務所との雇用関係を証する書類、建築士事務所が建築士法第23条1項の登録を受けていることを証する書類

お問い合わせ先 江田島市土木建築部 都市整備課 TEL0823-43-1647